

○沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例

平成12年 3月31日

条例第48号

改正 平成16年12月28日条例第47号

平成17年 3月31日条例第10号

平成17年10月26日条例第51号

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 海浜におけるレクリエーションの場を県民に提供し、もって県民の健康及び福祉の増進に資するため、沖縄県海浜公園（以下「海浜公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 海浜公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
金武湾港宇堅海浜公園	うるま市宇堅
中城湾港安座真海浜公園	南城市知念宇安座真

一部改正〔平成16年条例47号・17年10号・51号〕

(海浜公園の管理)

第3条 海浜公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて県が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

追加〔平成16年条例47号〕

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条に規定する行為の許可に関する業務
- (2) 第10条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務
- (3) 第11条に規定する行為の許可の取消し等に関する業務
- (4) 第13条に規定する利用料金の収受に関する業務
- (5) 海浜公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、海浜公園の管理運営に関して知事が必要と認める業務

追加〔平成16年条例47号〕

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

追加〔平成16年条例47号〕

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に海浜公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、海浜公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、海浜公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

追加〔平成16年条例47号〕

(指定管理者の指定等の告示)

- 第7条 知事は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

追加〔平成16年条例47号〕

(行為の禁止)

- 第8条 海浜公園において、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 海浜公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
 - (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (6) 広告を表示すること。
 - (7) 風紀を乱し、その他海浜公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、海浜公園の利用を妨げる行為をすること。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(行為の制限)

- 第9条 海浜公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- (1) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために海浜公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
 - (6) 指定された場所以外へ車輛等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が公衆の海浜公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。
- 3 指定管理者は、第1項の許可に海浜公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(利用の禁止又は制限)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、海浜公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて海浜公園の利用を禁止し、又は制限することができる。
- (1) 海浜公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
 - (2) 海浜公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

一部改正〔平成16年条例47号〕

(監督処分)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第9条第1項の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは海浜公園からの退去を命ずることができる。
- (1) 第8条又は第9条第1項に違反している者
 - (2) 詐欺その他不正の行為により第9条第1項の許可を受けた者
 - (3) 第9条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
 - (4) 第10条の規定に基づく処分に違反している者
- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第9条第1項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- (1) 海浜公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 海浜公園の保全又は公衆の海浜公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) 海浜公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

一部改正〔平成16年条例47号〕

(有料施設)

第12条 有料施設(海浜公園の施設のうち有料のものをいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(利用料金)

第13条 有料施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に対し有料施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

2 前項の利用料金の額は、海浜公園の維持及び管理に必要な費用を有料施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者がこれを定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

5 知事は、第3項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(有料施設の供用期間等)

第14条 有料施設の供用期間及び供用時間は、規則で定める。

追加〔平成16年条例47号〕

(損害の賠償)

第15条 海浜公園の利用者は、海浜公園の施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

追加〔平成16年条例47号〕

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例47号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成12年3月規則第121号で、同12年4月1日から施行)

附 則(平成16年12月28日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成17年3月規則第17号で、同17年4月1日から施行)

(準備行為)

2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成17年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成16年沖縄県条例第47号)附則第1項本文で規定する規則で定める日から施行する。

附 則(平成17年10月26日条例第51号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。(後略)

別表(第12条関係)

海浜公園名	有料施設名
-------	-------

金武湾港宇堅海浜公園	駐車場
	シャワー
中城湾港安座真海浜公園	駐車場
	シャワー

一部改正〔平成16年条例47号〕